

民生常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 18 号 令和 2 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	1 目18節八戸圏域水道企業団負担金、11目、13目、14目18節、23節を除く
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目24節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、こども未来基金積立金、5～7 目、9 目、13 目
	3 項 戸籍住民基本台帳費	
	7 項 諸費	
7 款 商工費	1 項 商工費	7 目
9 款 消防費	1 項 消防費	3 目を除く
3 款 民生費	全部	
第 2 条 繰越明許費中		
3 款 民生費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	防犯カメラ設置促進補助金
9 款 消防費	全部	

議案第 28 号 令和 2 年度八戸市霊園特別会計補正予算

議案第 22 号 令和 2 年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 31 号 令和 2 年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 29 号 令和 2 年度八戸市介護保険特別会計補正予算

議案第 32 号 令和 2 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議案第 40 号 八戸市総合保健センター建設事業第 2 期工事請負契約の締結について

議案第 30 号 令和 2 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算

議案第 20 号 令和 2 年度八戸市立市民病院事業会計補正予算

[民生協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 市内認定こども園における職員の一斉退職について
- 2 八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について

○ その他

- ・ 各種審議会等委員の推薦について

市内認定こども園における保育士の一斉退職について

1 施設概要

- 【利用児童数】 87名（うち卒園予定児童13名）
※令和3年3月1日現在
- 【職員】 園長：1名、保育士：17名（うち非常勤：4名）、補助員：1名
※令和2年12月1日現在
- 【退職保育士内訳】 14名（常勤職員：10名、非常勤職員：1名、派遣職員：3名）
※園からの聴き取りによる人数

2 懸案事項及び現状

(1) 必要な保育士の確保

現在、在籍している園児を4月以降もそのまま継続入所させるためには、退職保育士の補充が必要となる。

園では、求人会社等を利用しながら独自に募集しているほか、保育士派遣会社からの紹介を受け、保育士の確保に努めており、園児の継続入所に必要な体制を確保できる見込みであるとの報告を受けている。

(2) 保護者からの相談への対応

園の保護者説明会実施（令和3年2月27日・28日実施）以降、今後の運営体制等に対する不安や転園の手続きに関する相談等あり。

3 今後の対応

(1) 必要な保育士の確保

園に対して、引き続き保育士確保を要請。

(2) 転園希望者への対応

令和3年4月1日入所の2次募集での手続き（申込期限：令和3年3月8日）を案内。

八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

介護保険法施行規則の一部改正に準じ、第1号被保険者の区分を変更するためのものである。

2 改正の内容

所得段階の第7段階の基準所得金額を120万円以上200万円未満から120万円以上210万円未満へ、第8段階の基準所得金額を200万円以上300万円未満から210万円以上320万円未満へ、第9段階の基準所得金額を300万円以上400万円未満から320万円以上400万円未満へと改定する。

【所得段階表】

所得段階		割合	年額
1	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.30	21,600円
2	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.50	36,000円
3	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.70	50,400円
4	世帯に市民税課税者がいて、 本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.875	63,000円
5	世帯に市民税課税者がいて、 本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超	1.00	72,000円
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	86,400円
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上 210 万円未満	1.30	93,600円
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <u>210</u> 万円以上 320 万円未満	1.50	108,000円
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <u>320</u> 万円以上400万円未満	1.70	122,400円
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	2.00	144,000円
11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.10	151,200円
12	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.20	158,400円
13	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.30	165,600円

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。